

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則第40条第3号に規定する除籍の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(除籍の要件)

第2条 授業料を滞納し、督促をしても授業料の納入がない学生は、当該授業料未納にかかる学期の末日をもって除籍する。ただし、公立大学法人宮崎公立大学授業料の徴収等に関する規程第16条に基づき授業料の徴収猶予または分納が許可されている場合は、翌学期の末日まで除籍を猶予する。

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の授業料等減免対象者としての認定を申請していた学生で、納付すべき入学金を期限までに納付しないものは、当該期限をもって除籍する。

(除籍の手続)

第3条 督促してもなお、授業料を滞納している場合は学資負担者に対し催告状を送付するものとする。

2 前項にも係わらず除籍になる恐れのある場合は、学生および学資負担者に除籍を予定する日の概ね1月前までにその旨を通知するものとする。

3 除籍は、前項にも係わらず第2条の要件に該当する学生について、教授会の審議の報告を受けて学長が行う。

4 学長は、除籍通知書（様式第1号）を当該学生に、その写しを当該学生の学資負担者に送付する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、前条に係る督促、催告、除籍の予告の取り扱い等を含む授業料未納者に係る除籍についての必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年12月7日から施行する。

様式第1号

除 籍 通 知 書

第 号
年 月 日

学籍番号

氏 名

宮崎公立大学学則第40条第1項第 号の規定により、
年 月 日付で除籍します。

宮崎公立大学
学長